

其間深甚なる御了解の下に多大の御同情被寄特に御慰問を
忝ふし感佩不過之候

する救済方法及違法行為に依り收監せられたる者の家族並
に暴行の爲負傷せし者等を慰問するの意味を以て自發的に
聲明せし事項有之左に主要解決條件と共に之を附記して御
挨拶旁々尊覽に供し候 敬具

日本樂器製造株式會社

大正十五年八月十日

社長 天野千代丸

覺書

日本樂器會社爭議ハ左記各項ニ依リ圓滿ニ解決シタリ

- 一、爭議團ハ八月八日限り之ヲ解散スルコト
- 二、會社ハ爭議團解散後ニ於テ既ニ解雇ノ通知ヲ發シタル者ノ中ニ付會社ノ詮衡ニ依リ之ヲ採用シ從來ノ勤績日數ヲ通算スルコト
- 三、會社ハ前項詮衡ニ洩レタル者(參百五拾名)ニ對シ總額金參萬圓ヲ各勤績日數及賃金ヲ標準トシ解雇手當トシテ支給スルコト 以上

大正十五年八月八日

調停者

田 敬 一 郎
渡 邊 素 夫
鈴 木 幸 作

附記

- 以上三項ノ外會社ハ本件解決後左ノ三項ヲ實行スルコトヲ聲明セリ
- 一、會社ハ其詮衡ニ依リ採用シタル者ニシテ困難ナル事情アル者ニ對シ入社後ニ於テ最善ノ方法ニ依リ救済手段ヲ講ズルコト
 - 二、會社ハ將來従業員ノ缺員ヲ生ジタル場合ニ於テ其詮衡ニ依リ解雇者ヲ採用スルコト
 - 三、會社ハ爭議ノ經過ニ鑑ミ爭議ニ關シ訴追ヲ受ケタル者ノ家族及負傷者等ニ對シ金八千圓ヲ給與スルコト 以上